

特殊集団住宅の取扱いに関する契約書

新座市 丁目 番地 所有の特殊集団住宅（認定番号 - ）に関し、新座市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は次のとおり契約を締結する。

（導水装置の管理責任）

第1条 乙は、導水装置の維持管理（受水槽、高架水槽、加圧ポンプ等の点検、整備、清掃等）並びに同装置における水質、水圧及び水量の保全について、責任を負うものとする。

（計量に関する措置）

第2条 甲は、使用水量の計量に関し必要と認めるときは、乙の導水装置を検査し、乙の負担により適当な措置をさせるものとし、乙はこれを拒むことはできない。

（入居者への周知義務）

第3条 乙は、この契約の内容を入居者に承知させるとともに、次に掲げる事項について責務を負わなければならない。

（1）入居者は、導水装置に設置された水道メーターにより算定された料金を、期限までに甲の指定した金融機関に、口座振替により支払うものとする。

（2）入居者は、水道の使用開始又は、中止を行うときは、あらかじめ甲に届け出るものとし、又入居者の使用名義が変更されたときは、速やかに届け出ること。

（3）この契約により貸与されたメーターの保管責任は、入居者にあるものとし、破損又は紛失したとき等の場合は、その損害額を甲に支払うこと。

（給水の停止）

第4条 甲は、入居者が水道料金を納期限までに納入しないときは、完納するまでの間、当該入居者の給水を停止することができる。

（紛争の解決）

第5条 乙は、この契約に関連する事項について、乙及び入居者相互間に発生した紛争に関しては、すべて当事者において解決するものとし、甲の水道料金徴収に支障がないようにしなければならない。

（給水装置所有者変更届）

第6条 給水装置の所有者又は所有権者を代表とするものに変更があったときは、速やかに甲に届出なければならない。

(契約の履行中止)

第7条 甲は、各号の一に該当する場合は、締結した契約の履行を中止することができる。

(1) 給水条例第31条及び第32条の規定により給水を停止した場合、その期間

(2) 給水条例第34条の規定により過料を科した場合は、過料が納付されるまでの期間
(契約の期間及び戸数)

第8条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、後日改造等によって戸数の増減が生じた場合の有効期間については、当初に締結された契約期間とする。なお、有効期間満了の日の一か月までに、甲又は乙からの異議の申出がない場合にかぎり、更に一年間契約がされるものとし、以後も同様とする。

2 契約戸数は、次のとおりとする。

mm 戸

mm 戸

(契約の解除)

第9条 甲は、契約の相手方が契約に違反し、甲が勧告してもなお義務の履行がなされる見込みがないときは、この契約を解除することができる。

2 契約を締結した後、集団住宅を取壊したときは、契約を解除したこととし、負担金は返納しない。

(その他)

第10条 この契約に定めない事項については、甲の条例、規則、規定及び要綱等を適用し、その他については、甲乙が協議する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各1通を保有する

令和 年 月 日

甲 住所 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
名称又 新座市水道事業
は氏名 新座市長 並木 傑 ㊟

乙 住所
名称又
は氏名 ㊟